

表 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘 要
軽自動車等	ア 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	イ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ウ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（イに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	エ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう
	オ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、アに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものとの連結車両をいう。
中型車	カ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のものをいう。
	キ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	ク けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	アに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両及びウ又はエに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。
大型車	ケ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（カに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の運行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下でかつ車両の長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が3のものをいう。
	コ 乗合型自動車 （路線を定めて定期又は臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの及び同号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	サ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ウ又はエに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、カ又はキに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が1のものとの連結車両及びケ又はコに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。
特大車	シ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ケに該当するものを除く。）をいう。
	ス 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。
	セ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（コに該当するものを除く。）をいう。
	ソ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（オ、ク又はサに該当するものを除く。）をいう。

※道路車両運送法に基づく区分です。